IV 審議会・市議会における審議経過

札幌市は、「札幌市まちづくり戦略ビジョン審議会条例」に基づき、第2次戦略ビジョンの策定に当たり、社会、経済、環境などの各分野に精通した学識経験者、公募委員等で構成する審議会を設置し、 札幌市長の諮問の下、専門的な見地から検討を行いました。

また、分野横断的な施策などの具体的な検討に当たっては、よりコンパクトな体制で議論を深めるため、審議会内に「社会」(子ども・若者、生活・暮らし、地域、安全・安心分野)・「経済」(経済、スポーツ・文化分野)・「環境」(環境、都市空間分野)の3つの専門部会を設けました。

さらに、札幌市議会においても、総務委員会を中心に審議を行いました。

〇審議経過

審議項目等			
開催日	審議会	専門部会	札幌市議会
令和3.3.2			令和3年第1回定例会 総務委員会 ○第2次戦略ビジョン策定方 針
4.22	第1回審議会 ○第2次戦略ビジョンの策 定について札幌市長から諮問 ○策定の趣旨と計画構造 ○札幌市の強み・弱み・機 会・脅威		
7.15	第2回審議会 ○目指すべき都市像とまち づくりの基本目標 ○専門部会の設置		
9.16		第1回経済部会 ○まちづくりの基本目標ご との目指す姿・取り組む こと	
9.24		第1回社会部会 第1回環境部会 ○まちづくりの基本目標ご との目指す姿・取り組む こと	
11.19	第3回審議会 ○市民アンケート、ワークショップなどの結果 ○目指すべき都市像 ○まちづくりの基本目標		
12.7			令和3年第4回定例会 総務委員会 ○策定状況の中間報告
令和4.2.1	第4回審議会 ○第2次戦略ビジョン 「ビジョン編」の答申案 ○戦略編の検討		
2.17	第2次戦略ビジョン「ビジョン編」の策定に関する答申		

88 / W C	審議項目等					
開催日	審議会	専門部会	札幌市議会			
令和4.3.2		After a least to the state of	令和4年第1回定例会 総務委員会 ○「ビジョン編」パブリックコメ ント案の報告			
4.21		第2回社会部会 ○分野横断的に取り組む 施策				
4.28		第2回環境部会 〇分野横断的に取り組む 施策				
5.13		第2回経済部会 ○分野横断的に取り組む 施策				
6.29		第3回社会部会 ○まちづくりの基本目標				
7.7		ごとの施策				
7.1		第3回経済部会 ○まちづくりの基本目標 ごとの施策				
7.5		第3回環境部会 ○まちづくりの基本目標 ごとの施策				
9.2	第5回審議会 ○分野横断的に取り組む 施策 ○行財政運営					
10.4			令和4年第3回定例会 総務委員会 ○議案第 29 号「第2次札幌 市まちづくり戦略ビジョン (ビジョン編)策定の件」			
10.6			令和4年第3回定例会 本会議 ○第2次戦略ビジョン 「ビジョン編」議決			
11.16		第4回社会部会				
11.25		○まちづくりの基本目標 ごとの施策				
11.20		○第2次戦略ビジョン 「戦略編」答申イメージ				
11.28		第4回経済部会 ○まちづくりの基本目標 ごとの施策 ○第2次戦略ビジョン 「戦略編」答申イメージ				
12.6		第4回環境部会 ○まちづくりの基本目標 ごとの施策 ○第2次戦略ビジョン 「戦略編」答申イメージ				
令和5.2.6	第6回審議会 ○第2次戦略ビジョン 「戦略編」答申案					
3.3	第2次戦略ビジョン「戦略 編」の策定に関する答申					

開催日	審議項目等			
用惟口	審議会	専門部会	札幌市議会	
令和5.6.12			令和5年第2回定例会 総務委員会 ○「戦略編」パブリックコメント 案の報告	
10.2			令和5年第3回定例会 総務委員会 ○「戦略編」パブリックコメント 案の実施結果 ○当初案からの変更点	

○札幌市まちづくり戦略ビジョン審議会

(五十音順、敬称略、令和5年3月3日戦略編答申日現在)

氏 名		各	所 属 等	所属部会 ◎は部会長	
会	長	平本	健太	北海道大学大学院経済学研究院教授	経済◎
副会	長	梶井	祥子	札幌大谷大学副学長	社会◎
委	員	浅香	博文	公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会会長	社会
委	員	大西	浩文	札幌医科大学医学部公衆衛生学講座教授	社会
委	員	岡本	浩一	北海学園大学工学部建築学科教授	環境
委	員	川島	行雄	一般財団法人札幌市スポーツ協会理事・事務局長	経済
委	〕	木村	綾	公募委員・ソウルドアウト株式会社 ダイバーシティ&	経済
				インクルージョン推進室長	
委	員	定池	祐季	東北大学災害科学国際研究所助教	社会
委	員	佐藤	大輔	北海学園大学経営学部教授	経済
委	員	佐藤	理良	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会介護事業部部長	社会
委	員	椎野	亜紀夫	札幌市立大学デザイン学部学部長・教授	環境
委	員	柴田	尚	北海道教育大学岩見沢校芸術・スポーツ文化学科教授	経済
委	員	尚和	里子	認定NPO法人ふまねっと副理事長	社会
委	員	高野	伸栄	北海道大学大学院工学研究院土木工学部門教授	環境◎
委	員	髙橋	彩	北海道大学高等教育推進機構国際教育研究部教授	社会
委	員	中田	隆博	札幌商工会議所 副会頭	経済
委	員	原田	宗彦	大阪体育大学学長	経済
委	員	福士	昭夫	石山地区町内会連合会会長	社会
委	員	牧野	准子	公募委員・ユニバーサルデザイン有限会社環工房代表取締役	環境
委	員	松田	考	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会札幌市若者支援	社会
				総合センター館長	
委	員	村木	美貴	千葉大学大学院工学研究院教授	環境
委	員	山中	康裕	北海道大学大学院地球環境科学研究院教授	環境
委	員	山本	一枝	一般社団法人北海道中小企業家同友会産学官連携研究会	経済
				HoPE共同代表	
委	員	山本	強	北海道大学 名誉教授	経済
委	員	吉岡	亜希子	北海道文教大学人間科学部こども発達学科教授	社会

○札幌市まちづくり戦略ビジョン審議会条例

昭和44年6月28日条例第30号(最終改正)平成28年3月30日条例第15号

(設置目的)

第1条 市長の諮問に応じ、本市の長期的なまちづくりの指針である札幌市まちづくり戦略ビジョン について調査審議するため、札幌市まちづくり戦略ビジョン審議会(以下「審議会」という。)を設 置する。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員25人以内をもつて組織する。
- 2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員は、諮問された事項に係る調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。 (会長及び副会長)
- 第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。
- 2 会長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。 (会議)
- 第4条 審議会は、必要の都度会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 (専門部会)
- 第5条 審議会はその定めるところにより、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、まちづくり政策局において行う。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮つて 定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第45号)

- 1 この条例は、昭和47年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。〔以下ただし書省略〕
- 2~6 省略

附 則(昭和49年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第39号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2~4 省略

附 則(平成12年条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。〔以下ただし書省略〕 (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の札幌市長期総合計画審議会条例の規定による審議会の委員である者の任期は、第2条の規定による改正後の札幌市長期総合計画審議会条例 第2条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3・4 省略

附 則(平成17年条例第11号抄) (施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。 附 則(平成21年条例第12号抄)
- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。 附 則(平成23年条例第10号抄)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。附 則(平成28年条例第15号抄)(施行期日)
- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。